# 建設関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和６年８月１日（木）　午後１時３０分から午後２時１０分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室（４階）

３　当番市　瀬戸市

４　出席者　県・・・用地課　　指導・事業認定Ｇ　課長補佐　門地広安
　　道路維持課　維持防災Ｇ　　課長補佐　久野悟志
　　道路維持課　施設整備Ｇ　　課長補佐　尾関洋一
　　市・・・瀬戸市建設課長　川原淳　始め４７名
　　市長会事務局・・・成瀬博幸　武本恵

５　内　容　①　開　　会　市長会事務局　武本恵

②　あいさつ　県出席者紹介

③　議　　題

【議題１】用地取得を進めるに当たり発生する残地への対応について（岡崎市）

【議題２】道路の防草対策・除草について（田原市）

【議題３】ラウンドアバウト（環状交差点）の設置・運用状況について（清須市）

【議題４】その他

④　次年度当番市の決定　半田市

⑤　閉　　会　市長会事務局　武本恵

<議事録（※「③議題」及び「④次年度当番市の決定」に対する）>

③　議題

【議題１】用地取得を進めるに当たり発生する残地への対応について（岡崎市）

１）議題に対する各市回答の補足

→特になし

２）各市回答に対する提案市からの質問等

・名古屋市へ質問

「残地の活用事例」の回答で、一時使用の要望とはどのような内容ですか。また、これまでの貸付実績と内容について教えて下さい。

→民地の駐車場や近隣の工事の一時的な資材置き場などです。

提供資料「名古屋市緑政土木局残地事務取扱要綱」の中の第４条取得基準で、間口、奥行、宅地面積などの数値的基準が設定されていますが、その決定根拠を教えて下さい。また、同要綱第４条第１項第７号に適合したケースはあるでしょうか。ある場合にはその時の行政目的はどのようなものでしたか教えて下さい。

→制定が昔の為、経緯が定かではありませんが、現在の認識としては、生活再建が必要という前提で間口は建築基準法から、奥行は土地価格格差率表から、また一般的に建築上での最低限の幅として必要ということからではないかと思われます。ただし、平成１６年頃に整理し、当時の都計道路や公園を中心に対応してきた実績を見ながら整理してきています。
行政目的は主に道路として行政財産という位置付けで取得しています。

提供資料「残地取得事務運用要領」の中の第 7 条で税務署への事前協議とありますが、普通財産としての取得の場合も譲渡所得の特例対象として処理できているということでしょうか。

→個別に協議し判断していただいており、結果的に残地部分が特例対象となる事例もありました。

・瀬戸市へ質問

「事例の内容と取得した理由」の回答で、残地取得の申し出があった場合は、案件ごとに残地取得の可否を判断しているとのことですが、これまでの取得実績で数値的基準はありますか。また、普通財産として長期保有している土地が多数存在しているとのことですが、維持管理費を軽減するよ

うな、残地を活用しての何か財源を確保するような取組みはありますか。

→残地取得の数値的基準ですが、特に面積的な基準や目途はなく、従来利用していた目的に供することができなくなると認められる場合等に残地を取得している実績があります。
財源確保のための特別な取組はありませんが、近隣の方に貸付け等をして収入を得ている土地もあります。なお、貸付していない土地は草刈り等の維持管理費がかかるだけの状況になっています。

３）県担当からのコメント
→公共事業の施行に伴う損失補償基準の第５４条などにより、制度上は残地取得を規定していますが、平成１１年３月に残地取得の規定は当分の間は適用しないと、各地方機関宛に運用通知が出ています。ただし、土地収用法の規定に基づく事業認定を受けた事業で、任意による取得の必要が生じた場合には、供用開始時に事業用地となることを関係各課と協議し、その理由等を明らかにして、例外的に実施出来ることとなっています。これは、仮に収用手続きに移行した場合に、収用法で残地収用の請求権が認められているので、残地が従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、収用委員会による残地収用の裁決が見込まれることから、手続経済上残地取得しても良いという運用になっています。最近は取得した事例が無いと思います。

【議題２】道路の防草対策・除草について（田原市）
１）議題に対する各市回答の補足
→特になし

２）各市回答に対する提案市からの質問等
・西尾市へ質問
「除草剤使用のルールや方法」の回答で、国の定めた基準の除草剤とありますが、国の定めた基準とはどのような基準か教えて下さい。
→本市は路肩や歩道ではなく植樹帯の雑草に使用していますが、国の公園街路樹等病害虫雑草管理マニュアルを参考にし、当マニュアルの中で必ず農薬登録されたものを使用とありますので、登録されたものを使用しています。補足ですが本市ではバスタ・レンザー・アグラーなどを使用しています。

３）県担当からのコメント

→県においても、草刈の年次計画などはなく、毎年同じところを刈っている状況です。ひとつ挙げれば草刈を年１回のところ年２回出来るよう低木を撤去し、その浮いた管理費を除草に回すという取り組みを行っています。除草剤は県下統一で解禁していませんが、一部事務所では県の農林部局の定めたガイドラインに基づき使用しているところもあります。他県でも予算の関係で除草剤使用を解禁する動きが出ており、本県でも除草剤を使った維持管理を本格的に検討していこうと考えています。

【議題３】ラウンドアバウト（環状交差点）の設置・運用状況について（清須市）

１）議題に対する各市回答の補足

→特になし

２）各市回答に対する提案市からの質問等

・一宮市へ質問

「法定標示以外の注意喚起看板等の設置状況」の回答で、駐車禁止、通行方法の注意看板、路面標示の設置とありますが、警察からの協議で設置することになったのでしょうか。

→当ラウンドアバウトは指定前から存在しており、注意看板については指定と同時に設置されましたが、警察の中の取り決めで設置したと聞いております。また、駐車禁止については、指定後の状況を見て設置したと聞いております。

・安城市・常滑市へ質問

中央島の中にモニュメント・植栽等が見られますが、警察協議等における留意事項を教えて下さい

→（安城市）警察協議の中で視距不足となるので、中央島には何も設置しないという指示があったので、設置はしていません。

→（常滑市）土地区画整理事業区域内の区画道路交差部に時計台を配置するために計画されたラウンドアバウトと聞いています。土地区画整理地内の住民しか通らないので交通量は少ないですが、当時の警察協議等の資料が残っていないので、参考となるお答えが出来ません。

３）県担当からのコメント

→県が管理するラウンドアバウトは２箇所あり、事故の発生状況を調べましたが、豊田市のラウンドアバウトは２０２３年に２件発生しましたが過去５年間でこの２件、　愛西市のラウンドアバウトは２０２３年に物損事故３件、２０２２年は物損事故１件、２０２１年は人身事故が１件発生していました。
人身事故の内容は、ラウンドアバウトに進入しようとした車がバックして、後ろから来た車が追突したということです。
ラウンドアバウトの数が少なく、進入ルールや通行ルールが浸透していないため、事故が発生したと思われるので、初めての人でも分かるような案内表示が大事ではないでしょうか。
苦情・渋滞については設置された場所の特性もありますが、どちらもありません。

【議題４】その他
→特になし

④　次年度当番市の決定
→県制順により、議長当番市は半田市さんとなります。よろしくお願いします。